

	報道提供資料
	令和8年6月19日
課名	生涯学習課
担当者	生涯学習支援係長 永井
内線	5013
直通電話	082-513-5013

県立福山少年自然の家における賞味期限切れ食品の提供について

県立福山少年自然の家において、炊事業務受託業者（以下「事業者」という。）が、賞味期限切れの麦茶のペットボトルを提供し、利用する小学校の一部児童が飲用する事案が生じた。

なお、現時点では飲用した児童の健康被害は発生していない。

1 発生状況

(1) 発生日時

令和8年6月18日（木）17時30分頃

(2) 賞味期限切れお茶の提供数

提供数 24本

賞味期限 令和8年5月

(3) 影響があった児童数

11名

(4) 喫食状況

福山少年自然の家食堂における夕食時に、事業者から食事とともにペットボトルの麦茶が提供され、一部の児童が飲用した。

2 発覚の経緯及び概要

食事とともに、提供されたペットボトルの麦茶については、喫食に備えて、食堂の冷蔵庫で保管されていたが、内1箱（ペットボトル24本入り）の賞味期限が令和8年5月であり、事業者において本来廃棄すべきところだが、確認が十分にされないまま誤って提供された。お茶を受け取った児童が麦茶の賞味期限切れに気付き、教員へ報告したところから今回の事案が発覚した。

当日は、利用団体として尾道市内の公立小学校の計111名が利用しており、このうち児童11名が事案発生時に既に飲んでいた。

なお、利用団体への食事やお茶等の提供及び麦茶を含む食品の管理は、事業者が行っていた。

3 施設の対応

利用団体を通じて児童の体調確認を行うとともに、関係児童の保護者への事案の説明と謝罪を行った。

4 再発防止策

次の(1)～(4)により、賞味期限管理や確認の見直しを行い飲料等食材の管理に万全を期す。

- (1) 納入時において、印字してある賞味期限の表示に加えて、賞味期限を確認しやすい箇所に明示した上で管理する。
- (2) 福山少年自然の家及び事業者それぞれにおいて提供時に賞味期限の確認を行う。
- (3) 毎月一回以上、在庫の賞味期限の確認を行う。
- (4) 他の賞味期限のある食材についても同様に取り扱う。